

考査項目別運用表(土木)

〔記入方法〕該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。					(監 督 員 1 ①)	
考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	C	●「評価対象項目」 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。 施工計画書を、工事着手前に提出している。 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 建退共の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握されている。 元請が下請の作業成果を検査している。 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 その他 〔理由： 〕 ●判断基準 該当項目が90%程度以上・..... a 該当項目が80%以上90%未満・.... b 該当項目が80%程度未満・..... c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(11) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による指示に従わなかった。
	II. 配置技術者(現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	C	●「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 現場代理人が、工事全体を把握している。 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 監督職員への報告を的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 その他 〔理由： 〕 ●判断基準 該当項目が90%以上・..... a 該当項目が80%以上90%未満・.... b 該当項目が80%未満・..... c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(11) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			□ 配置技術者に関して、監督職員が改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表(土木)

(監 督 員 1 ②)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	●「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響がないよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 該当項目が90％程度以上・…… a 該当項目が80％以上90％未満・…… b 該当項目が80％未満・…… c			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(12) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				
	II. 工程管理	●「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 該当項目が90％以上・…… a 該当項目が80％以上90％未満・…… b 該当項目が80％未満・…… c			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				

考査項目別運用表(土木)

(監 督 員 1 ③)

考査項目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	III.安全対策	c ●「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会を1回/月以上実施している。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき行っている。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 該当項目が90%以上・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	IV.対外関係	c ●「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 該当項目90%以上・・・・・・a 該当項目80%以上90%未満・・・・b 該当項目80%未満・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(7) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。			☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表(土木)

(監 督 員 1 ④)

考査項目	a	b	c	d	e		
3.出来形及び出来ばえ	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		
I.出来形	※ ばらつき判断は別紙一4参照 ① 出来形の評定は、工事全般を通して評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。						
#####	機械設備 工事	a	b	c	d	e	
	※上記欄によらず、当該欄で評価 ☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。		
C	●「評価対象項目」 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が80%未満..... c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(11) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考査項目別運用表(土木)

(監 督 員 1 ⑤)

考査項目	工種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	●「評価対象項目」 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に確認できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 機器及び材料の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書どおりに敷設されている。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けられている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることを確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ その他 理由：			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
I.出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 該当項目が90%以上・..... a 該当項目が80%以上90%未満・.... b 該当項目が80%未満・... c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(12) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				

考査項目別運用表(土木)

(監 督 員 1 ⑥)

考査項目	a	b	c	d	e	
3.出来形及び出来ばえ	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
II.品質	※ ばらつきの判断は別紙ー4参照 ●当該工事の工種 ① 品質の評定は、工事全般を通じて設定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものとする。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					
#####						
c	機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	
	※上記欄によらず、当該欄で評価 ●〔評価対象項目〕 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 設備の機能、性能を、承諾図書の通り確保している。 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。 操作制御装置の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設されている。 設備の取扱説明書を工夫している。 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 機器の構造や配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示している。 計器類に運転時の許容範囲を見やすく表示している。 回転部や高温部等危険箇所に表示又は防護をしている。 設備の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 その他 (理由:) ●判断基準 該当項目が90%以上・..... a 該当項目が80%以上90%未満・.... b 該当項目が80%未満・.... c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(20) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					

考查項目別運用表(土木)

(監督員 1 ⑦)

考査項目		a		b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	適切である		ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	II.品質 c	●〔評価対象項目〕 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料・部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての図面や取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 機器の構造や配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 該当項目が90％以上・・・ a 該当項目が80％以上90％未満・・・ b 該当項目が80％未満・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（0％）＝該当項目数（0）／評価対象項目数（13） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					
維持・修繕工事		a	b	c	d	e	
	※上記欄によらず、当該欄で評価 c	適切である		ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●〔評価対象項目〕 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕リサイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由： _____ ☐ 理由： _____ ☐ 理由： _____ ☐ 理由： _____ ●判断基準 該当項目が6項目以上・・・ a 該当項目が4項目以上・・・ b 該当項目が3項目以下・・・ c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					

考査項目別運用表(土木)

(監 督 員 1 ⑧)

考査項目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 【ICT活用工事】 ☐ ICT 活用工事加点点として、3次元設計データ作成及びICTによる機械施工または3次元出来形管理等の施工管理についてICT を活用した工事。 ※本項目は1点の加点点とする。 ☐ ICT 活用工事加点点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICT を活用した工事。 ※本項目は2点の加点点とする。 ※ICT 活用による加点点は最大2点の加点点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点点措置を行わないものとする。 ☐ (該当技術数:) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は3 点の加点点とする。 ☐ (該当技術数:) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は2 点の加点点とする。 ☐ (該当技術数:) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は1 点の加点点とする。 ☐ (該当技術数:) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は2 点の加点点とする。 ☐ (該当技術数:) NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は1 点の加点点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領(国土交通省)で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点点とする。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ☐ ※本項目は2点の加点点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロールに関する工夫。 ☐ 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害低減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。	【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点点とする。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。 (現場代理人に限る) ☐ 完全週休2日の確保に向けた企業の取り組みが図られている。 (完全週休2日に取り組み、現場閉所日率100%以上を確保した工事とする) ☐ 技術者の処遇改善等に向けてCCUSを活用した。 注1 注1 以下の内容について、実施内容を確認できた場合に評価する。 - 元請事業者及び下請事業者(CCUS技能者が所属する事業者)の事業者の登録完了 - 当該工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録 1名以上の技能者の登録完了 - カードリーダー等を配置し、CCUS技能者の就業履歴情報の登録(蓄積)を30人日分(30回カードタッチ)以上の登録 【その他】 ☐ その他 [理由: _____] ☐ その他 [理由: _____] ☐ その他 [理由: _____] ☐ その他 [理由: _____] ☐ その他 [理由: _____] ☐ その他 [理由: _____]
	記述評価 レマークを付 した評価内容 を詳細記述	評 点 : _____ 点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の具体的内容を記載 ----- ----- -----

※1 特に評価すべき創意工夫を加点点評価する。

※2 評価は各項目で1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点点評価とする。

※3 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4 上記の考査項目の他に評価に直する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点点する。

考查項目別運用表(土木)

〔記入方法〕 該当する項目の□に「レ」印を記入する。

(主 管 係 長 2 ①)

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	II.工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	d	●評価対象項目 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 工事施工場所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 完全週休2日に取り組み、建設業の労働環境改善に貢献した。 (完全週休2日に取り組み、現場閉所日率100%以上を確保した工事とする) その他 [理由:]] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、下記の目安を参考に評価を行う。 該当5項目以上評価・・・a 該当3項目以上評価・・・b 該当1項目以上評価・・・c 該当なし・・・・・・・・・・d				
	III.安全対策	a	b	c	d	e
	d	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
●評価対象項目 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 その他 [理由:]] ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、下記の目安を参考に評価を行う。 該当5項目以上評価・・・a 該当3項目以上評価・・・b 該当1項目以上評価・・・c 該当なし・・・・・・・・・・d						

考査項目別運用表(土木)

(主 管 係 長 2 ②)

考査項目	細 別	対 応 事 項	【事 例】 具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	I. 構造物の特殊性への対応 1. 対象構造物の高さ・延長・施工(断)面積・施工深度等の規模が特殊な工事 2. 対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化する工事 3. その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば4点の加点とする。	(1. について) 切土・盛土の土工量:5万m3以上、護岸・築堤の平均高さ5m以上、浚渫工:10万m3以上、トンネル(NATM):内空断面積:100m2以上 推進工(羽口、泥水加圧):φ2000mm以上、橋管:30m以上、橋門又は水門の扉体面積:50m2以上、砂防ダムの堤高さ:15m以上 海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅50m以上又は延長80m以上、 橋梁下部工の高さ:15m以上、橋梁上部工の最大支間長:60m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡張工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		II. 都市部の作業環境・社会条件等への対応 4. 地盤の変形・近接構造物・地中埋設物への影響に配慮する工事 5. 周辺環境条件により、作業条件・工程等に大きな影響を受ける工事 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 10.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・その他、各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事
		III. 厳しい自然・地盤条件への対応 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		IV. 長期工事における安全確保への対応 16.12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※ただし、文書注意に至らない事故は除く。 17.その他 (理由:) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評 価	評 点 : _____ 点	

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

考查項目別運用表(土木)

(主管係長 2 ③)

調査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I .地域への貢献等 C	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観に合わせてなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 [理由：]						
●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、下記の目安を参考に評価を行う。 該当6項目以上評価・・・a 該当5項目以上評価・・・a' 該当4項目以上評価・・・b 該当2項目以上評価・・・b' 該当0項目以上評価・・・c						

考査項目別運用表(土木)

(主 管 係 長 2 ④)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		
7.法令遵守等	措 置 内 容		点 数
	1.指名停止3ヶ月以上		－20点
	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		－15点
	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		－13点
	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満		－10点
	5.文書注意		－ 8点
	6.口頭注意		－ 5点
	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合		－ 3点
	8.その他 [理由:]		- 点
	9. 項目該当なし		減点無し

法令遵守等
評定点合計

点

① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
 ③ 「工事関係者」とは、当該現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。
 ④ 総合評価入札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合、8. その他の項目で減ずる措置を行う。
 ⑤ 週休2日制で施工する受注者が週休2日制による施工に取り組む意思が見られない場合、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1.入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。
- 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10.下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15.受注者が社会保険等未加入建設業の下請負人と契約を締結した。(措置内容については、指名停止等の区分による)

考查項目別運用表(土木)

【記入方法】該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。

(檢 查 員 3 - 1)

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
2.施工状況	I.施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●「評価対象項目」 ☐ 契約書18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の見直しを行っていることが確認できる。 ☐ 設計図書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されていると共に、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、設計図書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 [理由:]			☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が80%未満.....c				
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝該当項目数(〇)／評価対象項目数(13) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				

考查項目別運用表(土木)

(検 査 員 3 - 2)

考查項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ I.出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
#####	●【評価対象項目】 ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] ※ばらつきの判断は別紙－4参照。 ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。						
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価 c	a	a'	b	b'	c	d	e
	優れている	bより優れている	やや優れている	cよりやや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	●【評価対象項目】 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足がないことを確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] ●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... a' 該当項目が70%以上～80%未満..... b 該当項目が60%以上70%未満..... b' 該当項目が60%未満..... c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(11) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考查項目別運用表(土木)

(検 査 員 3 - 3)

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I .出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備 工事 ※上記欄によらず 当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cよりやや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
C		●「評価対象項目」 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 写真管理基準の管理項目を満足している。 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 機器及び材料の据付、固定方法が設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けられている。 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 その他 〔理由：				出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●判断基準 該当項目が90％以上..... a 該当項目が80％以上90％未満.....a' 該当項目が70％以上～80％未満・・・b 該当項目が60％以上70％未満..... b' 該当項目が60％未満.....c				① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(12) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。		

考查項目別運用表(土木)

(検 査 員 3 - 4)

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質 総合評価	総合評価 	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙ー4参照 ☐ 複数工種にて評価 ●選択した考查項目運用表の工種名 ☐ 主たる1工種だけで評価 ●選択した考查項目運用表の工種名 総合評価値 (0 %) = 該当項目数の合計 (0) / 評価対象項目数の合計 (0) <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上～90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上～75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。							ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上～75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上～75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
Ⅲ. 出来ばえ 総合評価	総合評価 	☐ 複数工種にて評価 総合評価値 (0 %) = 該当項目数の合計 (0) / 評価対象項目数の合計 (0) ※評価値が90%以上.....a ※評価値が80%以上90%未満...b ※評価値が60%以上80%未満...c ※評価値が60%未満.....d ☐ 主たる1工種だけで評価					d																															

考查項目別運用表(土木)

(検 査 員 3 - 5)

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	コンクリート 構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙ー4参照					品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、監督職員が文書で 指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、検査職員が修補 指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由：]						
II. 品質		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した 比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(14) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						
	土工事 (切土、盛土、 築堤等工事)	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙ー4参照					品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、監督職員が文書で 指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、検査職員が修補 指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っているのを確認できる。 ☐ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：]						
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した 比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(12) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考查項目別運用表(土木)

(檢 查 員 3 - 6)

検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙ー4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価対象項目 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 裏込材及び胴詰めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 遮水シートが所定の幅で重ね合わされ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 有害なクラックが無い。 その他 [理由:]] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(15) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						
鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)		a	a'	b	b'	c	d	e
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙ー4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【工場製作関係】 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 溶接作業の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 その他 [理由:]] 【架設関係】 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 その他 [理由:]]					① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(21) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。	

考查項目別運用表(土木)

(検 査 員 3 - 7)

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	砂防構造物工事及び 地すべり防止工事 (集水井工事を含む)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙-4参照 ●評価対象項目 【共通】 ☐コンクリート配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐地山との取り合わせを適切な行っていることが確認できる。 ☐鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐有害なクラックが無い。 ☐その他 理由: 】 【砂防構造物工事に適用】 ☐コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐その他 理由: 】 【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】 ☐アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐その他 理由: 】 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(22) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考查項目別運用表(土木)

(檢 查 員 3 - 8)

検査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙ー4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工しているのが確認できる。 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層毎に締固めて施工していることが確認できる。 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 その他 [理由:] 【アスファルト舗装工関係】 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 その他 [理由:] 【コンクリート舗装工関係】 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 チェアー及びタイヤを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(25) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考查項目別運用表(土木)

(檢 查 員 3 - 9)

調査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ばらつきの判断は別紙ー4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質		●評価対象項目 【共通】 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) ☐ 施工に関して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質、及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] 【現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(30) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考查項目別運用表(土木)

(検査員 3-10)

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	基礎工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照 ●評価対象項目 【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎等)】 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 配筋、スベアーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質管理に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(13) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	海岸工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照 ●評価対象項目 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 圧縮強度試験に使用した供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 転倒や崩壊等が無いようにコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び待避設備の対策を講じていることが確認できる。 その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考查項目別運用表(土木)

(檢 查 員 3 - 1 1)

検査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙ー4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価対象項目 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 スパーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 プレビュー桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 プレストレスング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 コンクリートの圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 有害なクラックが無い。 その他 [理由:]						
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(19) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考查項目別運用表(土木)

(検査員3-13)

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、監督職員が文書で 指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、検査職員が修補 指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐ 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ その他 理由：] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した 比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(9) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						
	防護柵(網)・ 標識・区画線 等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、監督職員が文書で 指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、検査職員が修補 指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。 ☐ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。 ☐ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの量が、10%以下であることが確認できる。 ☐ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した 比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(16) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考查項目別運用表(土木)

(檢 查 員 3 - 1 4)

検査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質		●評価対象項目 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 管枕及び埋設シーートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 その他 〔理由： 〕 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考查項目別運用表(土木)

(検査員 3-15)

検査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	維持工事 (清掃工、除草工 付属物工、除雪、 応急処理等)	☒ 評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 建造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ的確に対応していることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:]					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	修繕工事 (橋脚補強 耐震補強、 落橋防止等)	☒ 評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 建造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:]					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考查項目別運用表(土木)

(検 査 員 3 - 1 6)

(横書き 5-10)

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、品質の確認ができる。 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 部品等の点検及び交換方法について、完成図書(取扱説明書)にまとめていることが確認できる。 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 機器の構造や配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示していることが確認できる。 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 設備の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(20) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						
	電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価項目 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。 材料・部品の品質照合の結果が品質証明書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 設備全体についての図面や取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 機器の構造や配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(13) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考查項目別運用表(土木)

(検査員3-17)

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	通信設備工事 ・受変電設備 工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、監督職員が文書で 指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、検査職員が修補 指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 設計書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判断できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての図面や取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 機器の構造や配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他 〔理由： 〕 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(13) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						
	建築工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		●評価対象項目 ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ その他 〔理由： 〕 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(12) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考查項目別運用表(土木)

(檢 查 員 3 - 1 9)

検査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	交通安全施設(歩道)工事	●評価対象項目 ☐ 路盤施工に先立ちCBR値測定等、適正な設計の基礎資料収集を実施している。 ☐ 構造物の施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 構造物の布設方法が適切であることが確認できる。(機械・人力) ☐ 路盤材の敷き均し及び締固めを適切な条件・方法で施工している。 ☐ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが実施され、適切な規格が確認できる。 ☐ 混合物の敷き均し及び締固めを適切な条件・方法で施工している。 ☐ 路盤材及び舗装の強度・アスファルト量等、各種試験が実施され、基準値に適合している。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						
	地盤改良工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		●評価対象項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 ☐ 安定シートの施工が隙間無く敷設されているのが記録により確認できる。 ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ サンドマット工の砂のまき出しが均等に行われていることが記録、写真等により確認できる。 ☐ サンド・碎石ドレーンが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。 ☐ ベーパードレーンが計画深度まで破損無く正常に形成され、記録により確認できる。 ☐ サンドコンパクションパイルが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。 ☐ ロッドコンパクションの打込み記録から一様な品質の施工が確認できる。 ☐ 深層混合処理の打込み記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ☐ マットの破損がなく施工され、記録により確認できる。 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(18) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。						

考査項目別運用表(土木)

(検査員 3-20)

検査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	二次製品構造物	●評価対象項目 【共通】 ☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。 ☐ JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 ☐ 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 二次製品の保管、吊り込み、据付等に十分注意を払っていることが確認できる。 ☐ 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 【擁壁類(補強土擁壁は除く)】 ☐ 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 ☐ 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥が無い。 ☐ 材料の連結または、かみ合わせが適切である。 ☐ 端部における地山とのすり付けが適切である。 ☐ 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。 ☐ コンクリート板擁壁工の施工に当たり、ソイルコンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締固め及び養生が適切に行われている。 【用排水施設】 ☐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 ☐ 不同沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に念入りに行われている。 ☐ 呑口、吐口、集水桝等の取付コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ☐ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないように処理されている。 ☐ 不同沈下の発生が無く、基礎コンクリートの亀裂や継ぎ目部からの漏水も見られない。 ☐ 継ぎ目部の目地モルタルが適切に施工されている。 ☐ 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 ☐ 製品の継ぎ目部には、隙間、ズレが無く、適切に施工されている。 ☐ その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(21) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
II. 品質	補強土壁工事	a	a'	b	b'	c	d	e	
		●評価対象項目 ☐ 盛土材の材質が適切である。 ☐ 盛土の締固めを適切な条件(人力・機械別、巻き出し厚、敷き均し、転圧作業等)で施工されている。 ☐ プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料により的確に確認できる。 ☐ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ☐ 盛土の締固め管理(密度等)が適切に行われていることが確認できる。 ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(8) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。		

考查項目別運用表(土木)

(検査員 3-21)

調査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	取壊し工事	●評価対象項目 ☐ 分別、再資源化を適切に実施している。 ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 ☐ 廃棄物の処理が適切である。 ☐ 受注者の管理記録が整備されている。 ☐ 不可視部分の写真記録が適正である。 ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(8) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
	共同溝シールド工事	●評価対象項目 ☐ 作業残土の処理が、資料により確実に実施されているか確認できる。 ☐ 裏込め注入について、注入量・注入圧力の管理・記録が適切に行われている。 ☐ シールド設備工（坑内外）については、的確に実施されている。 ☐ セグメントの品質が、工場管理資料によりの確に確認できる。 ☐ シールド機については、当現場条件を的確に反映し製作されている。 ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	

考查項目別運用表(土木)

(検査員3-22-1)

調査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	下水道工事	●評価対象項目 【共通】 ☐マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。 ☐コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレーターの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐土質条件にあったマシーン設備で施工が適切に行われていることが確認できる。 【開削工】 ☐開削管渠及びマンホール周辺の埋戻が適切に行われ、沈下、空隙が生じていない。 ☐埋戻は一層の厚さ30cm以下で十分な締固が確認できる。 ☐混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ☐管渠の接合は泥土、ゴミ等の付着物を清掃し、接合状況が良好であることが確認できる。 【推進工】 ☐測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐常に切羽及び地表面の状況を観測して施工されていることが確認できる。 ☐推進作業(日進量、送・排泥量及び蛇行等)がデータで確認できる。 ☐地盤改良の施工管理状況がデータで確認できる。 【シールド工】 ☐セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っている。 ☐二次コンクリート打設時前に、セグメントの損傷箇所、漏水箇所の補修が適切に行われていることが確認できる。 ☐二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 ☐常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ☐シールド推進作業等がデータで確認できる。 ☐裏込注入状況がデータで確認できる。 ☐地盤改良の施工管理状況がデータで確認できる。 ☐その他 〔理由: 〕 ☐その他 〔理由: 〕 ☐その他 〔理由: 〕 ☐その他 〔理由: 〕 ☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(27)

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。

考查項目別運用表(土木)								
(検査員3-22-2)								
考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	下水道工事(管更生)	●評価対象項目					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。						
		☐ 材料の品質証明書が整備されている。						
		☐ 事前調査において、既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び侵入水等の状況を十分に把握し施工を行っている。						
		☐ 事前処理により、更生時に支障のないよう適切な措置を施している						
		☐ 更生工(硬化性樹脂)の、配合・気温・硬化材温度・硬化温度・形成圧力・保持時間等が確認できる。						
		☐ 更生工(製管材)裏込め工の、配合・気温・水温・ゲルタイム・注入吐出量・注入圧力等が確認できる。						
		☐ 仕上がり管体内面には膨れ、しわ、扁平、破損等が無く、基準を満たしている。						
		☐ 人孔管口を適切に仕上げていることが確認できる。						
		☐ 取付管口を適切に仕上げていることが確認できる。						
		☐ 形成管の物性試験の結果が確認できる。						
		 ☐ その他						

考查項目別運用表(土木)

(検査員3-22-3)

検査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	上水道工事	●評価対象項目						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		【共通】							
		☐ 材料が適切に保管管理されており、品質規格証明書が整備されている。							
		☐ 継手がチェックシートにより適切に管理され、全継手の写真が整っている。							
		☐ 防食措置が適切に施工され、そのことが容易に工事写真から判断できる。							
		☐ 管切断及び挿し口加工等が適切に行われていることが確認できる。							
		☐ 管路の水圧試験が適正に実施され、漏水の無いことが確認されている。							
		【開削工】							
		☐ 埋戻しの転圧が仕様書どおり施工され、路盤の締固め密度（砂置換法）等の試験を適切に行っている。							
		☐ 弁室及び室等の基礎等が適切に施工されていることが確認できる。							
☐ 掘削時に水替工が適切に実施され、管内が清潔に保たれていることが確認できる。									
☐ 土留工が適切に実施されていることが確認できる。									
☐ アスファルト舗装の温度管理、密度試験等が適切に行われている。									
☐ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。									
☐ コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。									
☐ 給水管取付替工事が、仕様書に基づき適切に施工されていることが確認できる。									
【推進工】									
☐ 常に切羽及び地表面の状況を観測して施工されていることが確認できる。									
☐ 推進作業（日進量、送・排泥量及び蛇行等）がデータで確認できる。									
☐ 地盤改良の施工管理状況がデータで確認できる。									
☐ 挿入管と推進管との離隔、空隙への充填材料・施工状況・充填度が適切である。									
 <									

考查項目別運用表(土木) (検 査 員 3 - 2 3)								
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	管水路工事	☒ ●評価対象項目 ☐ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐ 材料の品質規定証明書が整理されている。 ☐ 中心線の通りがよい。 ☐ 仕様書で示す条件により締固めが実施されている。 ☐ 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 ☐ 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 ☐ 管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐ 管からの漏水がない。 ☐ クラックがない。 ☐ コンクリート構造物にきめ細やかな施工が窺える。 ☐ その他 〔理由：〕 ☐ その他 〔理由：〕 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(12) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	電線共同溝工事 (管路布設工事)	☒ ●評価対象項目 ☐ 床付け面の地耐力が資料により確認できる。 ☐ 床付け面の目視及び平坦性が資料により確認できる。 ☐ 管路の形状及び外観を目視及び打音により的確に実施されていることが資料により確認できる。 ☐ 管路(上記以外)の品質が、工場管理資料により的確に確認できる。 ☐ 管路の導通試験を実施しているか確認できる。 ☐ その他 〔理由：〕 ☐ その他 〔理由：〕 ☐ その他 〔理由：〕 ☐ その他 〔理由：〕 ☐ その他 〔理由：〕 ☐ その他 〔理由：〕 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

調査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	管水路工事	●評価対象項目 ☐仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ☐材料の品質規定証明書が整理されている。 ☐中心線の通りがよい。 ☐仕様書で示す条件により締固が実施されている。 ☐管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 ☐地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 ☐管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 ☐管からの漏水がない。 ☐クラックがない。 ☐コンクリート構造物にきめ細やかな施工が窺える。 ☐その他 理由： ☐その他 理由：						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (0 %) = 該当項目数 (0) / 評価対象項目数 (12) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。							

	a	a'	b'	c	d	e
電線共同溝工事 (管路布設工事)	●評価対象項目 ☐ 床付け面の地耐力が資料により確認できる。 ☐ 床付け面の目視及び平坦性が資料により確認できる。 ☐ 管路の形状及び外観を目視及び打音により的確に実施されていることが資料により確認できる。 ☐ 管路(上記以外)の品質が、工場管理資料により的確に確認できる。 ☐ 管路の導通試験を実施しているか確認できる。 ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:]				☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0 %)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					

考查項目別運用表(土木)

(検査員3-24)

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	仮設工工事	●評価対象項目 ☐ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。 ☐ 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。 ☐ 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。 ☐ 施工記録等により設計・条件に適合した根入れ深さで施工されていることが確認できる。 ☐ 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(8) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
	上記以外の 工事 (情報ボックス、 浚渫工等) 又は合併工事	(A)	a	a'	b	b'	c	d	e
		(B)	すぐれている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照
		●評価対象項目 ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:] ☐ その他 [理由:]					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	

考查項目別運用表(土木)

(検 査 員 3 - 2 5)

考 査 項 目	工 種	a		b	c	d
		優れている		やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	☐	コンクリート構造物の表面状態が良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
			コンクリート構造物の通りが良い。			
			天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。			
			クラックがない。			
	土 工 事 (盛土・築堤工事等)	☐	漏水が無い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			全体的な美観が良い			
			仕上がりが良い。			
			通りが良い。			
	切土工事	☐	天端及び端部の仕上げが良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
			構造物へのすりつけなどが良い。			
			全体的な美観が良い。			
			規定された勾配が確保されている。			
	護岸・根固・水制工事	☐	施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。			
			滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。			
			関係構造物との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。			
	鋼橋工事	☐	全体的な美観が良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			通りがよい。			
			材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。			
			天端及び端部の仕上げが良い。			
	地すべり防止工事	☐	既設構造物とのすりつけが良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			全体的な美観が良い。			
			表面に補修箇所が無い。			
			部材表面に傷、錆が無い。			
	舗装工事	☐	溶接に均一性がある。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
			塗装に均一性がある。			
			全体的な美観が良い。			
			地山との取り合いが良い。			
	法面工事	☐	天端、端部の仕上げが良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	
			施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。			
			全体的な美観が良い。			
			舗装の平坦性が良い。			
	トンネル工事	☐	構造物の通りが良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
			端部処理が良い。			
			構造物へのすりつけ等が良い。			
			雨水処理が良い。			
	トンネル工事	☐	全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	
			通りが良い。			
			植生、吹付等の状態が均一である。			
			端部処理が良い。			
	トンネル工事	☐	全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	
			通りが良い。			
			植生、吹付等の状態が均一である。			
			端部処理が良い。			

考查項目別運用表(土木)

(検査員3-26)

考 査 項 目	工 種				
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	基礎工事		土工関係の仕上がりが良い。	※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	
			通りが良い。		
			端部、天端の仕上がりが良い。		
			施工管理記録等などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		
	コンクリート橋上部工事		コンクリート構造物の表面状態が良い。	※該当6項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
			コンクリート構造物の通りが良い。		
			天端及び端部の仕上がりが良い。		
			支承部の仕上がりが良い。		
	塗装工事 (工場塗装を除く)		塗装の均一性が良い。	※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			細部まできめ細かな施工がされている。		
			補修箇所が無い。		
			ケレンの施工状況が良好である。		
	植栽工事		樹木の活着状況が良い。	※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	
			支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。		
			支柱の取り付けが堅固である。		
			全体的な美観が良い。		
	防護柵(網)工事		通りが良い。	※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
			端部処理が良い。		
			部材表面に傷及び錆がない。		
			既設構造物等とのすりつけが良い。		
	標識工事		きめ細やかに施工されている。	※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			全体的な美観が良い。		
			設置位置に配慮がある。		
			標識の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。		
	区画線工事		標識板の支柱に変色がない。	※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			支柱基礎が入念に埋め戻されている。		
			全体的な美観が良い。		
			塗料の塗布が均一である。		
	港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)		視認性が良い。	※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			接着状態が良い。		
			施工前の清掃が入念に実施されている。		
			全体的な美観が良い。		
	港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)		通りが良い。	※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		
			構造物の表面及び端部の仕上がりが良い。		
			きめ細やかな施工がなされている。		
	港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)		全体的な美観が良い。	※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
			全体的な美観が良い。		
			全体的な美観が良い。		
			全体的な美観が良い。		

考查項目別運用表(土木)

(検査員3-27)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	建築工事	きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。		※該当6項目程度以上・・・a	
		関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		該当4項目程度・・・b	
		使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。		該当3項目程度・・・c	
		仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。		該当2項目程度以下・・・d	
		色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。			
	機械設備工事	材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。			
		保全に配慮した施工がなされている。			
		その他〔理由： 〕			
		主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制され、運転操作性が良い。		※該当4項目程度以上・・・a	
		きめ細やかな施工がなされている。		該当3項目程度・・・b	
	電気設備工事	関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い。		該当2項目程度・・・c	
		溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。		該当1項目程度以下・・・d	
		全体的な美観が良い。			
		きめ細やかな施工がなされている。		※該当5項目程度以上・・・a	
		公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。		該当4項目程度・・・b	
	維持修繕工事	動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く総合的な機能及び運用性が良い。		該当3項目程度・・・c	
		ケーブル等の接続方法及び敷設状況が適切である。		該当2項目程度以下・・・d	
		操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			
		全体的な美観が良い。			
		小構造物等にも注意が払われている。		※該当3項目程度以上・・・a	
	電線共同溝工事	きめ細やかな施工がなされている。		該当2項目程度・・・b	
		既設構造物とのすりつけが良い。		該当1項目程度・・・c	
		全体的な美観が良い。		該当項目なし・・・d	
		歩道及び車道の舗装(仮復旧舗装含む)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。		※該当3項目程度以上・・・a	
		プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。		該当2項目程度・・・b	
	通信設備工事	施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。		該当1項目程度・・・c	
		全体的な美観が良い。		該当項目なし・・・d	
	受変電設備工事	主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。		※該当5項目程度以上・・・a	
		公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。		該当4項目程度・・・b	
		動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。		該当3項目程度・・・c	
		当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。		該当2項目程度以下・・・d	
		操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。			
	二次製品構造物	全体的な美観が良い。			
		構造物の通りが良い。		※該当6項目程度以上・・・a	
		材料の連結、かみ合わせが良い。		該当4項目程度・・・b	
		天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		該当3項目程度・・・c	
		クラックがない。		該当2項目程度以下・・・d	
	補強土壁工事	漏水がない。			
		土工の仕上げが良い。			
		全体的な美観が良い。			
		壁面材(コンクリート製品)の割れ・欠けがない。		※該当4項目程度以上・・・a	
		基礎上面の平坦性が良い。		該当3項目程度・・・b	
	取り壊し工事	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		該当2項目程度・・・c	
		壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。		該当1項目程度以下・・・d	
		全体的な美観が良い。			
		きめ細やかな施工がなされている。		※該当4項目程度以上・・・a	
		既存部分や関連設備との調整がなされている。		該当3項目程度・・・b	
	共同溝シールド工事	取り壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。		該当2項目程度・・・c	
		その他〔理由： 〕		該当1項目程度以下・・・d	
		RCセグメントの割れ・欠けがない。		※該当4項目程度以上・・・a	
		継ぎ手面の防水が確実になされている。		該当3項目程度・・・b	
		セグメント間の目違い、段差が少ない。		該当2項目程度・・・c	
		ボルトの締め付け状況が良い。		該当1項目程度以下・・・d	
		全体的な美観が良い。			

考查項目別運用表(土木)

(検査員3-28)

考 査 項 目	工 種				
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	下水道工事		通りが良い。	※該当5項目程度以上・・・a	
			漏水が無い。	該当4項目程度・・・b	
			クラックがない。	該当3項目程度・・・c	
			マンホール天端と路面とのすりつけが良い。	該当2項目程度以下・・・d	
			マンホールのインバートの仕上げが良い。		
	下水道工事 (管更生)		残土等は適切に処理されている。		
			全体的な美観が良い。	※該当5項目程度以上・・・a	
			きめ細やかな施工がなされており、傷または補修痕がない。	該当4項目程度・・・b	
			管口の仕上げが良い。	該当3項目程度・・・c	
			しわ、膨れがない。	該当2項目程度以下・・・d	
	上水道工事 (開削、推進)		真円度が良い。		
			底合、融着の状態が良い。		
			弁置及び室等は適切に設置されており、内外の美観も良い。	※該当5項目程度以上・・・a	
			施工管理記録から、不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。	該当4項目程度・・・b	
			管の通りが良い。	該当3項目程度・・・c	
	管水路工事		弁置及び室等と路面とのすりつけ状況が良い。	該当2項目程度以下・・・d	
			完成図等が正確である。		
			全体的な美観が良い。		
			管の通りが良い。	※該当4項目程度以上・・・a	
			管内面塗装に補修痕等がない。	該当3項目程度・・・b	
	電線共同溝工事 (管路布設段階)		小構造物にも細心の注意が払われている。	該当2項目程度・・・c	
			全体的な美観が良い。	該当1項目程度以下・・・d	
			その他(理由:)		
			管の割れ・欠けがない。	※該当4項目程度以上・・・a	
			継ぎ手面にパッキンの設置が確実になされている。	該当3項目程度・・・b	
	仮設工工事		管路間の目違い、段差が少ない。	該当2項目程度・・・c	
			管路継ぎ手部ボルトの締め付け状況が良い。	該当1項目程度以下・・・d	
			全体的な美観が良い。		
			鋼矢板・親杭の通りが良い。	※該当4項目程度以上・・・a	
			覆工板にがたつきがない。	該当3項目程度・・・b	
	地盤改良工事		鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。	該当2項目程度・・・c	
			床付け面の仕上げがよい。	該当1項目程度以下・・・d	
			全体的な美観が良い。		
			通りが良い。	※該当4項目程度以上・・・a	
			施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。	該当3項目程度・・・b	
	交通安全施設工事 (歩道)		構造物の表面及び端部の仕上げが良い。	該当2項目程度・・・c	
			きめ細やかな施工がなされている。	該当1項目程度以下・・・d	
			全体的な美観が良い。		
			構造物の通りが良い。	※該当6項目程度以上・・・a	
			関係構造物へのすり付け等が良い。	該当4項目程度・・・b	
	上記以外の工事 又は合併工事		構造物及び歩道面が平滑に仕上げられている。	該当3項目程度・・・c	
			利用者の利便性・安全性などへの配慮が確認できる。	該当2項目程度以下・・・d	
			施工管理記録等、不可視部分の出来ばえが確認できる。		
			全体的な美観が良い。		
			〔理由: 〕	※該当4項目程度以上・・・a	
			〔理由: 〕	該当3項目程度・・・b	
			〔理由: 〕	該当2項目程度・・・c	
			〔理由: 〕	該当1項目程度以下・・・d	
			〔理由: 〕		
			〔理由: 〕		
			〔理由: 〕		
			※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		